

産業の発展を支える知的財産

1. 我が国の産業発展とそれを支えてきた知的財産権制度

2015 年は日本で産業財産権制度が確立されてから 130 年となる節目の年である。日本の特許第 1 号として堀田瑞松の「堀田式 鋳止め塗料とその塗法」が認められて以来、これまでに登録された特許の件数は約 530 万件¹に上る。これは米国に次いで世界で 2 番目に多い件数であり、これらの特許が日本の産業を支えてきたと言っても過言ではない。

今から 130 年前の 1885 年に公布された専売特許条例によって発明の奨励とその保護が打ち出され、多くの発明家の創作意欲が刺激されることとなった。その中には、特許の取得をきっかけに事業を拡大し、やがて世界有数の大企業へと成長した企業もあった。

導入当初は日本人のみが対象となっていた特許制度であるが、1890 年代には、日米修好通商条約等のいわゆる不平等条約の改正に向けた動きがある中で、外国人の権利保護やパリ条約への加盟など法制度整備が進められた。他方、当時の日本は欧米諸国に比して技術水準が低く、日本人の特許登録率は、外国人のものと比べて低い傾向にあった。外国人に特許を認める改正によって、日本人に対する発明の奨励がないがしろになるのではないかとの危惧から、日本人の創作意欲を高めるために身近な小発明を保護する実用新案制度が 1905 年に導入された。製品の実用新案権を取得し、さらなる発展へと結びつけると



初代特許庁長官 高橋是清



特許第 1 号の特許証

1. 2015 年 3 月末時点で 5,273,260 件。

もに、ある技術を開発し、その権利を取得しビジネスとして発展させ、その収益を新たな研究に回すという循環体制を根幹に据えることで、持続的な成長を果たす企業も現れた。

1921年（大正10年）には、特許法の全面改正が行われ、それまでの先発明主義から先願主義に移行することとなった。



旧特許庁庁舎（1934年完成）

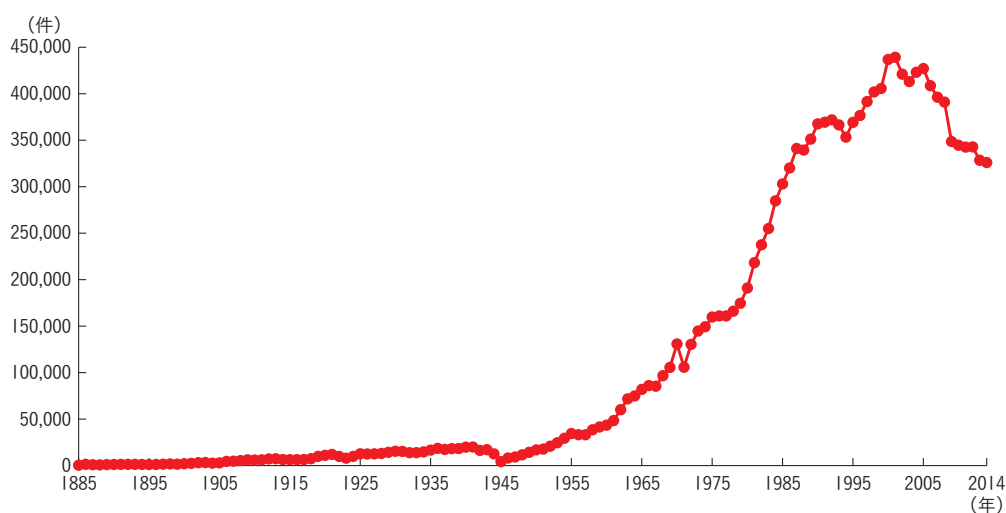
第二次世界大戦後の復興期には、さまざまな技術導入が図られ、それが高度成長期の基礎となっていった。この時期には、技術導入を通じて最先端技術を吸収し、自社技術を発達させることによって著しい発展を遂げた企業も多い。一例として、当時、トランジスタに興味を持った日本企業の多くが米国企業から技術のすべてを供与してもらう代わりにトランジスタを使った商品全てに対してライセンス料を支払うという内容で契約していた

中、米国企業との間で製造ノウハウを含まないライセンス契約を結び、独自の力で製造技術を確認することで、自社技術として発展させ、やがて日本初のトランジスタラジオを完成させた企業も現れた。

高度成長期には、1959年（昭和34年）に、1921年以来となる特許法の大改正が行われるなど、産業財産権制度の大きな飛躍もあった。この改正により、（i）新規性判断資料の国外への拡大、（ii）侵害行為に関する過失の推定など権利侵害に対する権利者救済規定の整備、（iii）特許権存続期間の改正（権利期間は出願公告の日から15年という点で従前どおりであったが、出願日から20年を超えない）、（iv）審判制度の二審制から一審制への移行、等が行われ、これが現行の特許法につながることとなった。また、特許や実用新案の出願件数も順調な伸びを見せ、1970年前後には、特許と実用新案を合わせた出願件数が20万件を超えるまでになった。それらの技術は日本国内に限らず世界各国に広まり、技術立国としての日本の基礎を築いていった。

このように外国企業と競争していく必要性が増加する中、企業経営において戦略的な特許管理が重要性を増していくこととなった。1958年には世界初の即席麺が開発されたが、この研究開発の成果について開発者は権

図① 特許出願件数の推移



利上の保護を行った上で、技術契約を行った企業に対して特許の実施を認める戦略を採ることにより、市場の拡大に貢献したとされている。

2000 年前後には我が国の特許出願の件数は 40 万件を超えるまで増加し、その後も高いレベルで推移している。また、現存特許件数については出願件数が減少に転じた 2006 年以降も増加傾向が続いており、企業の事業活動において知的財産の重要性が高く認識されていることが窺える。

このように、日本の産業は知的財産を活用して発展してきたといえる。近年では経済活動のグローバル化が進み、国際競争も激しさを増しているが、その厳しい情勢下において、産業発展の基盤を守っていくために、知的財産権制度はますます重要な役割を担うことになる。

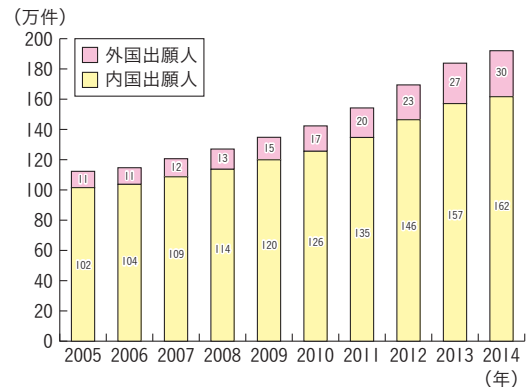
2. 近年の企業戦略の動向

経済活動のグローバル化を背景として、2013 年には初めて知財収支の黒字が 1 兆円を超え、2014 年には過去最高の 1 兆 6950 億円の黒字を計上するなど、我が国企業によるグローバルな知的財産の活用も活発になってきている。

また、近年では、自社での技術開発のみならず、他社や大学等の外部からの研究成果、技術、アイデア等を取り込みながら技術開発

図②

内外国出願人別の現存特許権数

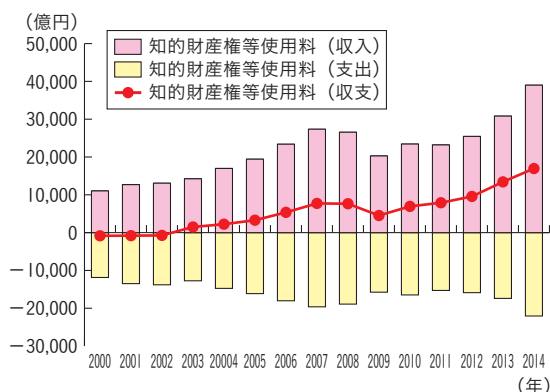


(備考) 各件数は各年の年末時点の件数

第 I 部 第 I 章 I. (I) ⑥

図③

知的財産権等使用料

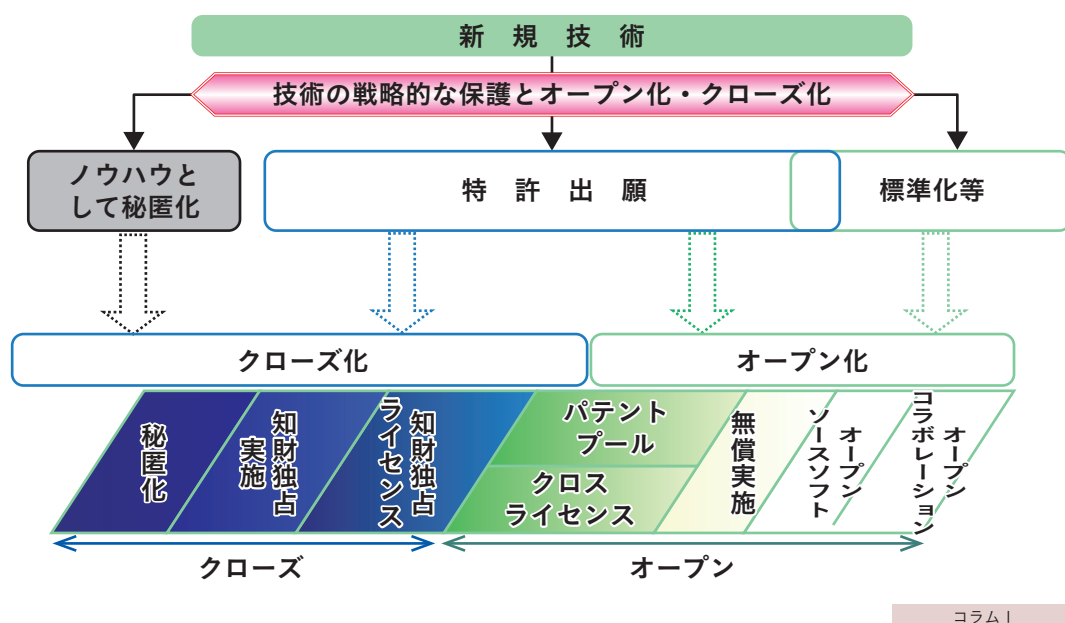


(資料) 財務省「国際収支統計」

を促進するオープンイノベーションの活性化等、イノベーション手法が多様化したことに加えて、新興国企業の技術力向上に伴い製品の製造において国際的な分業体制の構築の必要性が高まる等、産業構造が大きく変革している。このように製品の開発や製造の過程において多くの企業や大学等との協力関係や競争関係がより一層複雑に絡み合うようになってきた状況の下、企業が生み出した技術について、他社に使用させるオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせた「オープン・クローズ戦略」の必要性が高まっている。主要な欧米企業の一部は、オープン・クローズ戦略を駆使し、オープン化により製品を広く普及させる仕組みを作ることに加え、差別化領域である自社のコア技術をクローズ化することで、製品市場の拡大と競争力の確保を同時に実現することを図っている。

このクローズ戦略においては、特許権等による独占の他、技術の秘匿による独占を行う

図④ オープン・クローズ戦略の概念図



場合もあり、技術の内容に応じて適切な方法で保護することが重要である。最近では、企業活動のグローバル化に伴い、製造ノウハウを含む基幹技術が国外に流出する事案が相次いで顕在化している。このような事案を受けて、国内で営業秘密保護への意識が高まるとともに、対策が急がれている。

企業戦略の動向は事業分野によっても大きく異なる。情報通信技術の分野においては、他社製品と相互に通信を可能とするために標準化が必須であり、すなわちオープン戦略が求められる分野である。他方で、一つの標準規格に数千や数万もの特許技術が含まれる状況も生じており、誰もが他社の権利を利用せざるを得ない構造となっていることから、複雑な問題が生じている。その一つに、特許権者が自己の標準必須特許について、公正、合理的かつ非差別的な条件（FRAND¹ 条件）によるライセンスの意思がある旨を宣言している特許に基づいて差止請求権を行使する問題があり、訴訟等で争われる事例が世界各地で現れてきている。

我が国においては、データ通信方式に関する標準必須特許権を行使して他社の事業の差止等を求める訴訟が提起されたが、知的財産高等裁判所は 2014 年 5 月、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止請求権の行使を無制限に許すことは、産業の発達を阻害するとし、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する当該差止請求権の行使は権利の濫用に該当し許されないとする判決を下した。

米国においては、FRAND 宣言していた標準必須特許等に係る特許権を侵害したとして、差止等を求める訴訟が提起されていたところ、2014 年 4 月の連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）における判決では、FRAND 宣言された標準必須特許について差止請求が原則として出来ないとする解釈は失当であること、イーベイ事件の最高裁判決で衡平法上の原則に則って示された 4 要件² が満たされているか否かを考慮して、差止の是非が判断されるべきであることが示された。

欧州においては、欧州委員会が 2014 年 4

1. Fair, reasonable and non-discriminatory の略。
2. イーベイ事件の最高裁判決で示された差止を認容するための 4 要件は、以下の通り。
①その侵害行為によって、原告に回復不能の損害が発生していること
②金銭賠償では不十分であること
③原告・被告の負担のバランスを考慮すること
④公共の利益が差止によって害されないこと

月に2件の事案について標準必須特許に基づく権利行使が競争法に抵触する旨の判断を下している。また、2013年3月、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所は、競争法の観点からの標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について欧州連合司法裁判所（CJEU）に対して質問を付託しているところ、その結果が標準技術に関連するビジネスに大きく影響を与えることが予想されていることから審理の状況に対する関心が高まっている。さらに欧州委員会は2014年10月から2015年1月にかけて、標準と特許に関する八つのテーマについて大規模な意見募集を行っており、その結果を踏まえた今後の議論の動向にも注目が集まっている。

このようなFRAND宣言された標準必須特許の権利行使に関わる問題の発生を未然に防ぐため、近年、通信技術に関する標準規格を策定する国連専門機関である国際電気通信連合（ITU）において特許権の取り扱いに関する規定を改定するための議論が行われている。しかしながら、標準必須特許の保有数の少ない新興企業の陣営と、保有数の多い企業の陣営との間で対立する構図となっており、未だ議論は収束していない。

他方、次世代エコカーを巡る特許戦略には、従来の自動車業界の戦略とは異なる動きが出てきている。燃料電池自動車や電気自動車において、技術開発で先行する企業が自社の特許を開放することを表明している。このような技術のオープン化は、他社の市場参入を促すことで新技術を普及させることが目的とされている。情報通信分野と異なり、自動車業界ではこれまでこのような技術のオープン化はあまり見られなかったが、ガソリン車に代わる次世代エコカーの普及にはインフラ整備も必要となることから、新たな知財戦略を組み合わせる動きが出てきている。

医薬品業界においては、少数のコアとなる特許が企業の業績に大きな影響を与えるとされており、特許権を取得し、自社のみで、または限られた協力企業等で独占的に製造・販売を行うクローズ戦略を中心に据える代表的な業界である。その医薬品業界では2010年前後に大型医薬品の特許が相次いで切れ、各医薬品メーカーの収益に重大な影響を及ぼすという「2010年問題」が騒がれた。1990年前後には大型医薬品の開発が多くなされ、医薬品メーカーの収益を支えてきたが、これらの医薬品が2010年前後に特許切れし、後発医薬品に置き換わったため、開発企業の収益が急激に落ちたことで業界挙げての騒動となったものである。それからしばらく特許切れは沈静化していたが、またここにきて特許切れ問題がクローズアップされてきた。2014年から2015年にかけて大型医薬品の特許切れが相次ぐためであり、特許が切れれば、崖を転がり落ちるように売上げが激減することを「2015年パテントクリフ問題」とも表されている。特許切れを前に、医薬品業界では新薬候補を持つベンチャー企業の買収や、大手企業同士の合併などの動きが活発化している。

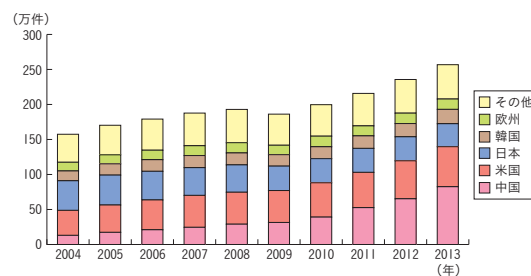
知的財産の重要性が高まる中、知的財産の管理・活用を専門で行う別会社を立ち上げる動きも現れてきている。別会社にすることで業務を効率化し経費削減を狙うとともに、自社で使わない特許等のライセンス活用などにも取り組んでいくとされている。また、海外の特許管理会社から和解金を目当てに訴えられる事案が増えていることから、各企業の知財関連の管理体制の強化が課題となっていたことも背景にあると言われている。

このように、知的財産を巡って各業界で特有の問題が生じてきており、各企業は対応に迫られている。

3. 諸外国の政策動向

2014年に世界全体で出願されたPCT国際出願件数は213,568件と、PCT国際出願の利用は伸び続けており、世界全体の特許出願件数も増加傾向が続いている。また、日本から海外への特許出願件数は201,410件（2013年）、PCT国際出願は41,292件（2014年）であり、10年前と比べると大幅に増大していることから、日本企業の活動もグローバル化し、国境を越えて技術を保護する必要性が高まっているという状況が読み取れる。そこで、世界各国の政策動向を俯瞰したい。

図⑥ 世界の特許出願件数の推移

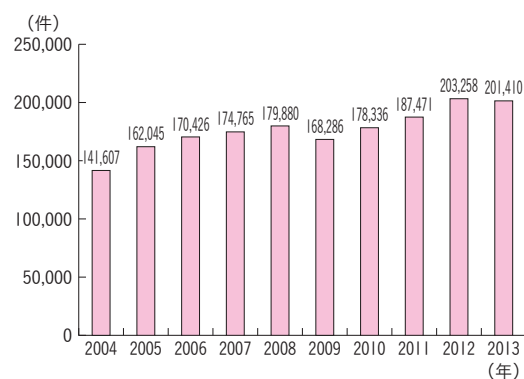


(備考) 各国への特許出願件数を積み上げたもの。

第3部第1章1. (1)

図⑦

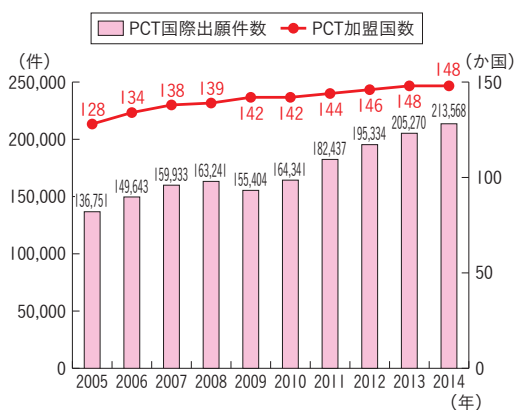
日本から海外への特許出願件数の推移



第1部第1章1. (2)①

図⑤

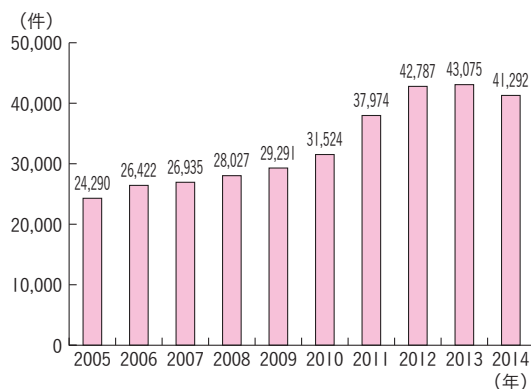
PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移



第1部第1章1. (2)③

図⑧

日本のPCT国際出願件数の推移



第1部第1章1. (1)①

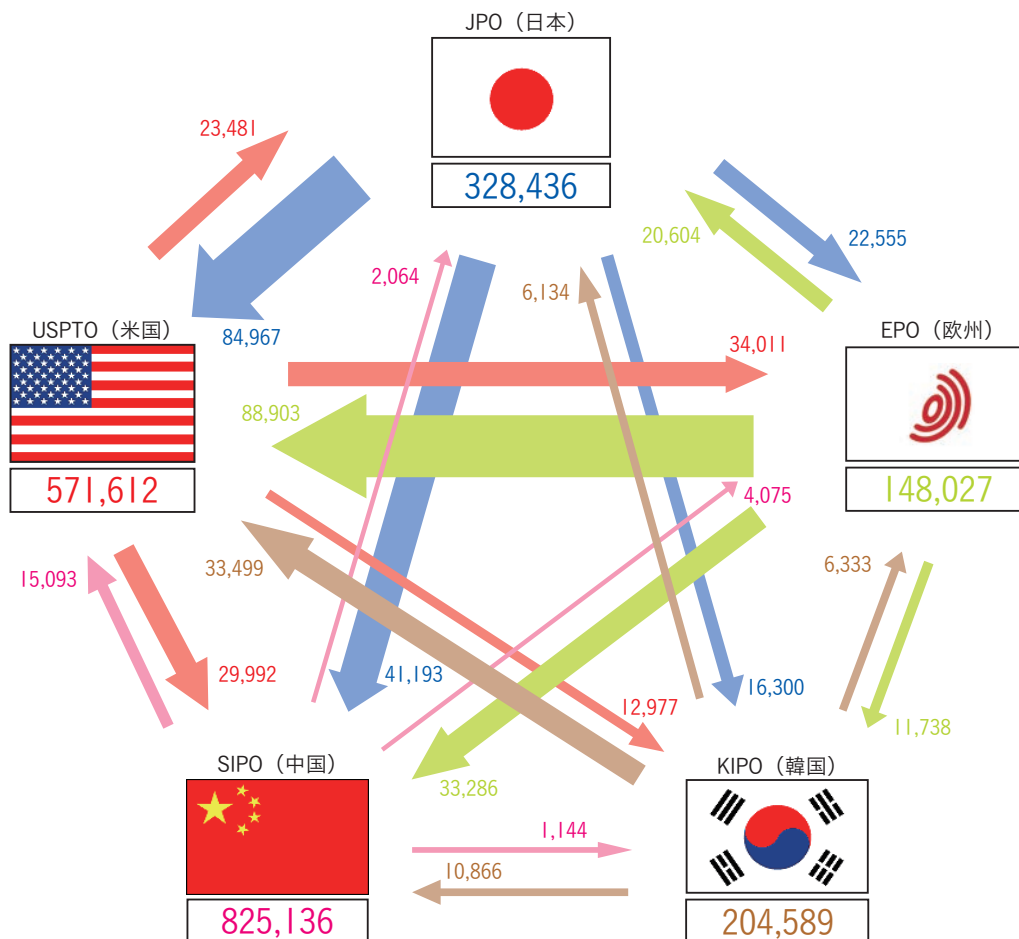
(I) 米国

日米欧中韓の五大特許庁間の特許出願状況を見てみると、海外から受ける特許出願の件数は米国が最も多く、世界の特許出願が米国に集まるという構図になっている。そこでまず、世界から注目を集める知的財産の中心地の一つと言える米国の動向に目を向けてみる。

米国は建国以来、特許制度とともに歩んできたとされ、1788年に発効した合衆国憲法において、著作及び発明に対する独占的権利を保障することで科学及び技術の進歩を促す

権限が連邦議会に与えられている。また、第16代大統領エイブラハム・リンカーンの「特許制度は天才という炎に利益という油を注ぐもの」との言葉にも表れているように、建国の父と呼ばれる人々が特許制度を重要視していたことが分かる。その米国では、近年、和解金等を目的として特許を悪用する、いわゆる「パテントトロール¹⁾」による訴訟件数が増加し、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでもが訴訟に巻き込まれるという事例が生じている。これに対し、オバマ政権は、2013年6月、「ホワイトハウスタスク

図⑨ 五大特許庁間の特許出願状況（2013年）



(備考)・USPTOはUtility Patentが対象

・枠内の数値は、各国・機関における2013年の特許出願件数の合計を示す。

・欧州からの件数は、2013年末時点におけるEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。

・EPOへの件数は、EPOへの出願件数のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

第I部第I章I. (2)⑥

1. 「パテントトロール」との用語について明確な定義は存在しないが、一般には、自らは事業を行わないにもかかわらず特許を所有し、当該特許技術を用いて事業を行っている企業等に対して専らライセンス料を得る目的で警告状を送りつけるといった者を指すと言われる。最近では、より中立的な表現として「NPE」（特許不実施主体：Non Practice Entities）との用語が利用されることが多い。
 なお、パテントトロールの問題に対して、政府が講じる対策の他、民間企業でも自衛のための取組がなされており、2014年7月には一部の米国企業を中心となってLOT(License on Transfer) ネットワークを設立した。これは、加盟企業が保有する特許を外部企業に売却する際、他の加盟企業に特許の使用権を無償で与える仕組みであり、加盟企業の特許がいわゆるパテントトロールのような専門会社に渡った場合にも、他の加盟企業が訴訟に巻き込まれることを防止することができる。LOTネットワークの参加企業は、2015年4月末時点で18社まで広がっており、その中には日本の大手企業も名を連ねている。

フォース」と題し、議会における立法提言と行政府における対応を含んだパテントロール対策を打ち出した。これを受けて、米国議会では特許制度改革が必要であるとして、複数の特許改革法案が提出された。中でも、下院司法委員長が2013年10月に上程した「Innovation Act」(H.R.3309)は、2013年12月に下院本会議を通過したものの、上院司法委員会での採決に至らなかった。2015年に入り新たに上下院の双方で、特許制度改革法案が次々に上程されているものの、特許権の権利行使は、特許制度の本質に関わる重要な問題であって、この問題に対する見解にも様々な立場があるため議論が収束しておらず、改革法案の今後の動向が注目される。

パテントロール問題は、そもそも権利を行使することに問題があるというよりも、産業発展への寄与度の低い特許が付与されていることに問題があるとの見解もある。そのような中、上述の「ホワイトハウスタスクフォース」では、広範で不明確な機能的クレームを制限するという対策案も提示されている。また、司法においても、2014年6月、アリス社の有するビジネス方法特許について、抽象的アイデアを一般的コンピュータで処理させただけのような発明は特許適格性を欠くとの判断を米連邦最高裁が示した。パテントロールにはこういったビジネス方法特許を利用して悪質な訴訟を起こす例も多いため、今後そのような訴訟が抑制されることが期待されており、実際に、2014年の米国での特許訴訟件数は、前年に比べて20%減少したとの報告もなされている¹。

(2) 欧州

欧州単一市場は米国に匹敵する経済規模²を有しているが、市場統合の深化を図るため

の取組が継続してなされている。中でも、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の設立について、イノベーションを促進するためのビジネス環境の構築に重要であるとの認識³から、近年大きな進展があった。

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の特許庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約(EPC)に基づく出願を行うことが可能であり、欧州特許庁(EPO)において出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願について、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳しなければならない、また、特許権を行使する際には各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許を創設するため規則を採択し、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

加えて、欧州特許庁は、欧州域外への影響力も拡大するための取組を進めている。欧州特許庁とモロッコ産業財産権庁は、2015年1月、欧州特許のモロッコにおける有効化(認証)を可能とすることに合意している。さらに、欧州特許庁はチュニジア及びモルドバに対しても欧州特許の認証に向けた交渉を進めている。また、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムについても欧州外へ広がりを見せている。欧州特許庁は、2010年より、自身の内部分類を基礎とした共通特許分類の構築を米国と共同して進めており、世界中でこの共通特許分類が使用されるよう働きかけ

1. 2014 NPE Litigation Report, RPX (http://www.rpxcorp.com/wp-content/uploads/2014/12/RPX_Litigation-Report-2014_FNL_031215.indd_.pdf)

2. 2013年の世界GDP構成比は、日本6.5%、米国22.2%、EU28 23.8%、中国12.2% (外務省『主要経済指標』)

3. 2010年3月公表されたEUの成長戦略「Europe 2020」第12頁には、欧州委員会はイノベーション促進のための枠組みの改善を行うとし、そのための取組のひとつとして、欧州単一効特許と統一特許裁判所の制度の設立が挙げられている。(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>)

てきた。2013 年より、韓国もこの共通特許分類の付与を試験的に開始しており、中国、ロシアもこの分類を使用するとの合意を欧州との間で結んでいる。このように、欧州の仕組みを世界に浸透させ、グローバルな競争を自らに有利な形で進めようとする積極的な姿勢が伺える。

(3) アジア 諸国

他方、アジアでは従来の勢力図が変わりつつある。これまでアジアでは日本が最大の特許出願件数を誇っていたが、ここ数年中国の出願件数が顕著な増大を示しており、2011 年以降、出願件数世界第 1 位を占めるようになった。

中国においては、特許出願件数の急増とともに知財関連訴訟の件数も増加しており、この出願件数、訴訟件数の増大を受けて、中国では体制整備を急いでいる。2014 年 8 月、中国の全国人民代表大会において、訴訟処理の迅速化、質の向上を目指して、知的財産に関する事件を専門的に扱う知的財産法院（裁判所）を新設することが決定された。知的財産法院は、3 年以内に北京と上海、広州の 3 か所に設けることとされており、また、知的財産に関する専門知識を持つ裁判官の育成も強化していくとしている。このような取組を通じて、知財保護体制の整備を諸外国にアピールし、外国企業の進出を促進する狙いもあると言われている。他方で、中国の独占禁

止法当局が独占法違反などの不正行為への監視を強めており、大手外資企業が摘発される事例も見られている。

韓国では、特許のハブ国家となることを目指す動きがある。数十人の与野党議員と専門家が参加する推進委員会「世界特許ハブ国家」を設立し、特許競争力の強化を図ろうとしている。具体的には、侵害の確認を容易にするために被疑侵害者に実施行為提示の義務規定を新設することや、賠償金額の算定をより柔軟に解釈可能とする条文改正などを含む特許法の改正法案を提出するなど、特許権の保護を強化することで特許ハブ国家としての土台作りを進めるとしている。

シンガポールもまた、アジアにおける知的財産の拠点となることを目指す「知的財産ハブ計画」を掲げており、急ピッチで制度整備を進めている。従来シンガポールは特許の実体審査を行っていなかったが、2012 年の特許法改正以来、実体審査能力の強化を進め、2014 年 9 月には WIPO の PCT 国際機関として承認されている。また、紛争処理機能についても整備を進めており、WIPO の仲裁センターとシンガポール知的財産庁との共同で紛争解決手続を行う調停制度が 2012 年から開始されている。

このように、各国がグローバルな知財制度の中心となるべく、自国の知財制度がユーザーにとって魅力的になるよう整備を進めており、制度間の競争が繰り広げられている。

4. 特許庁の取組

国内外で知的財産を巡る環境が変化
中、特許庁は企業活動を支援するため様々な
取組を行ってきている。

(1) 世界最速・最高品質の知財システムの実現

特許庁は「世界最速・最高品質の審査」を
目指して審査体制の強化を進めている。
2014年3月、特許庁は10年来の長期目標
であった「審査請求から一次審査通知までの
期間を11か月以内にする」という目標を達
成した。また、産業構造審議会知的財産分科
会での審議を受けて、今後10年間で「権利
化までの期間¹」（標準審査期間）を平均14
か月以内とする新たな審査迅速化の目標を定
めるとともに、最高品質の審査を目指し、
2014年8月に審査品質管理小委員会を設
置し、審査の品質管理の実施体制・実施状況
について、外部からの客観的な評価を受けている。

また、中国・韓国語の特許文献数が増大
する中、先行技術調査を効率的に行っていく
ため、これらの文献の機械翻訳文を日本語で
検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」
を構築した。さらに、産業財産権情報につ
いて、高度化、多様化するユーザーニーズ
に応えるべく、「特許電子図書館」を刷新し、
新たな産業財産権情報提供サービスである
「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」
を提供した。これらの産業財産権情報提供
サービスは、技術動向調査・出願前調査や
研究テーマの決定等のために使用されるこ
とにより、我が国企業のグローバルな事業
展開や研究開発の推進等に寄与すると期
待される。

(2) 知財システムの国際化の推進

特許庁は、グローバル化する企業活動を
支援するため、海外の特許庁との協力・連
携も強化してきた。出願人の海外での早
期権利取

得を容易にするため、「特許審査ハイウェイ」
を我が国が提唱し、2006年、世界で初め
て米国との間で試行を開始した。その後、
特許庁は特許審査ハイウェイを実施する対
象国・地域を拡大し、現在では32の国・
地域の特許庁との間で実施している。さら
に、グローバル・ドシエ構想の下、特許
庁の審査結果を海外の特許庁に発信する
とともに、各特許庁が有する出願・審査
関連情報（ドシエ情報）の一般ユーザー
への一括提供を行うため、各国・地域
の特許庁のシステムを連携させ、各庁間
でのドシエ情報の共有やユーザーのデー
タアクセスを容易にする取組にも積極的
に貢献している。また、ASEAN諸国を
始めとする新興国との協力も進めてお
り、審査官の派遣等を通じて、新興国
における知財システムの整備や我が国
知財システムの新興国への普及・定着、
我が国特許庁の質の高い審査結果の
発信及び海外の審査での活用促進を図
っている。加えて、グローバルな知財
制度の整備に向けた議論を進めるため、
2014年12月には日米欧中韓の五
庁による商標五庁会合(TM5)の第3
回年次会合を東京で開催し、悪意の
商標出願対策を含む計12のプロジェクト
を議論した。また、これまで一つのセ
ッションとして開催されてきた意匠につ
いての議論を分離し、意匠五庁会合
(ID5)を新たに創設することに合意
がなされた。

2015年2月には、簡便な手続による
複数国での意匠権の取得及び管理を可
能とする「意匠の国際登録に関するハー
グ協定のジュネーブ改正協定」への加
入書をWIPOに寄託し、ジュネーブ改
正協定は2015年5月に日本について
発効した。さらに特許制度、商標制度
の国際調和を実現するため、各国間で
出願手続の統一化を図る特許法条約及
び商標法に関するシンガポール条約へ
の加入のための国内規定の整備を検討
し、「特許法等の

1. 「権利化までの期間」については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。

一部を改正する法律案」を第 189 回通常国会に提出した。

(3) 中小、ベンチャー企業等への知財支援

特許庁は地域を支える中小企業・ベンチャー企業への支援にも取り組んでいる。2014 年度から、各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」に弁理士や弁護士といった知的財産の専門家を配置し、知的財産に関する専門的な相談にも迅速に対応できるように体制強化を行った。さらに、中小企業等の知財戦略を支援するため、オープン・クローズ戦略等の知財戦略に関する相談や、発明の秘匿化に際しての具体的手法等に関する相談を受け付ける営業秘密・知財戦略相談窓口を、2015 年 2 月、独立行政法人工業所有権情報・

研修館（INPIT）に新たに設置した。また、地域ブランドによる地域活性化の事例が増加していることに対応するため、2014 年 5 月、地域団体商標の登録主体を拡充する法改正も行い、2014 年 8 月に施行された。

このように、知的財産権制度は明治以来、日本の産業発展を支えてきた。近年では企業活動も多様化に伴い、それを支える制度や運用についても多様なユーザーニーズに即した対応が求められており、各国・地域の特許庁は、自らの制度をユーザーに魅力的なものとし、またイノベーション促進に繋がるものとするべく取組を強化している。この制度間競争とも呼べる状況において、特許庁はさらに魅力ある知的財産権制度の構築に向けて全力をあげて取り組んでいる。